

岩手県告示第 1005 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 10 月 27 日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
しろと内科循環器科クリニック	久慈市田屋町第 1 地割 35 番 1	平成 18 年 10 月 2 日
銀河薬局雫石店	岩手郡雫石町千刈田 79 番 2	平成 18 年 10 月 16 日